

6月定例会での感染症対策について

(1) 消毒等の対策

- ・議会入口の体温検知顔認証カメラで検温する。
- ・消毒スプレーによる手指消毒を徹底する。
- ・マスクを着用する。
- ・議場等に加湿器を設置し、会議を開催していない時間に消毒液を空間噴霧する。
- ・会議終了時に消毒する。

(2) 出席説明員

執行部の出席説明員は、申合せ事項の規定により原則として地方自治法第121条の規定に基づく者とする。

ただし、会期中において当地域に緊急事態宣言の発令、または、まん延防止等重点措置が適用された場合は、感染拡大の防止を図るため、執行部へ可能な限り出席者数の削減を依頼する。

(3) 本会議

① 議員の出席

議員は全員が議場に入ることとする。

ただし、会期中において当地域に緊急事態宣言の発令、または、まん延防止等重点措置が適用された場合は、感染拡大の防止を図るため、一般質問においては、過半数を超える程度の議員が議場に入り、その他の議員は会派室等で待機するものとする。

② アクリル板の設置等

飛沫対策のため、アクリル板を設置する。

演 壇	前方にアクリル板を設置。（高さ90cm、幅150cm） 発言が長時間にわたる場合は、マスクの着脱を認める。
質 問 席	前方にアクリル板を設置。（高さ90cm、幅110cm） 発言が長時間にわたる場合は、マスクの着脱を認める。
議 席	席間をアクリル板で仕切る。（高さ80cm、机より若干長く）
執行部席	席間をアクリル板で仕切る。（高さ80cm、机より若干長く）

③ 一般質問

感染の防止を図るため、質問時間を以下のとおりとする。

個人質問	50分以内とする。
------	-----------

④ 傍聴

- ・傍聴席での傍聴とし、その定員は密接を避けるため、傍聴規則に定める定員の半数の21人とする。傍聴人は受付順とし、21人を超えた場合は別室に設置したモニターによる視聴とする。
- ・会期中において当地域に緊急事態宣言の発令、または、まん延防止等重点措置が適用された場合は、感染拡大の防止を図るため、議場内での傍聴はお断りする。基本的にインターネット中継の利用をお願いするが、会議の基準等の傍聴の基準を満たしている場合は、別室での傍聴を認める。なお、報道機関は、市民等へ広く周知を図る観点から傍聴席での傍聴を認める。

(4) 委員会・協議会

① 開催場所

席の間隔と換気しやすい環境を確保し、また、別室からも傍聴できるようにするため、基本的に議場で開催する。

② 席の配置

委員、執行部ともになるべく間隔が確保できるように配慮する。

③ 発言場所

- ・委員は、各席にて発言を行う。
- ・説明員は、マイクの有る席は、各席にて発言を行う。マイクの無い席は、発言席に移動して発言を行う。
- ・委員長は、会議時間の短縮を図るため、発言者に対し簡潔な発言を求める。

④ アクリル板の設置

委員席間及び説明員席間に、飛沫対策のためアクリル板を設置する。

⑤ 説明

委員会当日における説明員による説明は、原則行うものとし、予算に係る議案については、会議時間の短縮を図るため、会議資料とともに説明原稿を配付する。ただし、会期中において当地域に緊急事態宣言の発令、または、まん延防止等

重点措置が適用された場合は、感染拡大の防止を図るため、予算に係る議案に限り、委員会当日の説明員による説明は省略する。

⑥ 質疑

委員は、会議時間の短縮を図るため、数値の確認等は事前に執行部に行い、会議では行わないよう努める。

⑦ 傍聴

- ・議員、市民等ともに傍聴席での傍聴とし、その定員は密接を避けるため、傍聴規則に定める定員の半数の21人とする。傍聴人は受付順（市民等を優先）とし、21人を超えた場合は別室に設置したモニターによる視聴とする。
- ・傍聴席において、議員、市民等が近接した空間とならないように配慮する。
- ・会期中において当地域に緊急事態宣言の発令、または、まん延防止等重点措置が適用された場合は、感染拡大の防止を図るため、議場内での傍聴はお断りする。ただし、会議の基準等の傍聴の基準を満たしている場合は、別室での傍聴を認める。なお、報道機関は、市民等へ広く周知を図る観点から傍聴席での傍聴を認める。

(5) その他

① 休憩場所等

昼食や休憩時等における感染防止を図るため、休憩時間中は、会議室及び議長応接室等を開放する（使用後は、議会事務局で消毒を実施）。

② 行政視察等

委員会における行政視察等については、感染状況等を注視しつつ、各委員会で実施等を検討するものとする。